

上信越高原国立公園

(妙高・戸隠地域)

公園計画書

(公園計画の一部変更)

(環境省原案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

1 変 更 理 由	3
2 施 設 計 画	4
(1) 利用施設計画	4
ア 単独施設	4
イ 道路	10
(ア) 車道	10
(イ) 自転車道	12
(ウ) 歩道	14
ウ 運輸施設	24

1 変更理由

上信越高原国立公園は、昭和24年9月7日に、志賀高原地域、谷川・苗場地域、草津・万座・浅間地域が国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に妙高・戸隠地域が区域に編入されている。

妙高・戸隠地域に関する公園計画は、昭和56年3月16日に再検討が行われ、平成3年3月25日に第1次点検、平成7年8月21日に中部北陸自然歩道の計画追加、平成7年12月22日に第2次点検、平成14年8月15日に第3次点検が行われている。

今回は、前回点検から8年を経過し、社会情勢や公園利用状況に変化が生じてきたことから、公園区域の明確化、利用施設計画の追加、削除及び変更を行うものである。

2 施設計画

(1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 単独施設

① 追加

次の単独施設を追加する。

(表 1 : 単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
86	避難小屋	新潟県妙高市（富士見峠）

整備方針	旧計画との関係
富士見峠周辺は、妙高連峰縦走線道路（歩道）の中間地点に位置しており、登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。	新規

② 削除

次の単独施設を削除する。

(表 2 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
4	宿舎	新潟県妙高市 (太田切川南)
17	野営場	新潟県妙高市 (奥笹ヶ峰)
24	スキー場	新潟県妙高市 (神奈山)
33	宿舎	新潟県妙高市 (熊堂)
38	園地	長野県北安曇郡小谷村 (乙見山峠)
39	スキー場	長野県北安曇郡小谷村 (大渚山)

告示年月日	理 由
昭56. 3. 16	社会情勢の変化により、当該地における宿舎等の総合的な整備計画がなくなったこと、また、需要の低下から、既に整備されている周辺の公園事業施設によって公園利用者のニーズに応えられているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
昭56. 3. 16	社会情勢の変化により、当該地における野営利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、既に整備されている周辺の野営場事業によって公園利用者のニーズに応えられているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
昭56. 3. 16	社会情勢の変化により、当該地におけるスキー利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、既に整備されている周辺のスキー場事業によって公園利用者のニーズに応えられているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
昭56. 3. 16	社会情勢の変化により、当該地における宿泊利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、既に整備されている周辺の宿舎事業によって公園利用者のニーズに応えられているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
昭56. 3. 16.	利用形態の変化により、当該地における園地利用の需要がなくなったことから、今後の整備が見込めないこと、また、現在の利用状況においては、公園利用上の必要性もないことから削除するもの。
昭56. 3. 16	社会情勢の変化により、当該地におけるスキー利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、現在の利用状況においては、公園利用上の必要性もないことから削除するもの。

番号	種類	位置
57	園地	長野県長野市（戸隠奥社）
67	スキー場	長野県長野市（宝光社）
70	園地	新潟県妙高市（太田切川南）
71	運動場	新潟県妙高市（太田切川南）
72	駐車場	新潟県妙高市（太田切川南）
73	排水施設	新潟県妙高市（太田切川南）

告示年月日	理 由
昭56. 3. 16	社会情勢の変化により、当該地における園地利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、戸隠奥社は園地機能を有しており、現状の利用規模に対応できているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
昭56. 3. 16	社会情勢の変化により、当該地におけるスキー利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、既に整備されている周辺のスキー場事業によって公園利用者のニーズに応えられているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
平 3. 3. 25	社会情勢の変化により、当該地における宿舎等の整備計画がなくなったこと、また、需要の低下から、既に整備されている周辺の公園事業施設によって公園利用者のニーズに応えられているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
平 3. 3. 25	社会情勢の変化により、当該地における宿舎等の整備計画がなくなったこと、また、需要の低下から、既に整備されている周辺の公園事業施設によって公園利用者のニーズに応えられているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
平 3. 3. 25	社会情勢の変化により、当該地における宿舎等の総合的な整備計画がなくなったため、公園利用上の必要性がなくなったことから削除するもの。
平 3. 3. 25	社会情勢の変化により、当該地における宿舎等の総合的な整備計画がなくなったため、公園利用上の必要性がなくなったことから削除するもの。

イ 道路

(ア) 車道

① 追加

次の車道を追加する。

(表 3 : 道路 (車道) 追加表)

番号	路線名	区 間
15	戸隠線	起点—長野県長野市 (麓原・国立公園境界) 終点—長野県長野市 (諸沢・国立公園境界)

② 削除

次の車道を削除する。

(表 4 : 道路 (車道) 削除表)

番号	路線名	区 間
9	飯綱高原線	起点—長野県長野市 (上ヶ屋・国立公園境界) 終点—長野県長野市 (飯綱鉱泉)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	戸隠線運輸施設（一般自動車道）から振り替え、戸隠地区への到達車道として整備する。	新規

主要経過地	告示年月日	理由
	昭56. 3. 16	周辺の公園利用施設へは公園区域外に整備された市道が主に利用されており、当該車道は地元住民の生活道路として利用されている。したがって、公園利用上の必要性は乏しいため削除するもの。

(イ) 自転車道

次の自転車道を削除する。

(表 5 : 道路 (自転車道) 削除表)

番号	路線名	区 間
3	野尻湖周廻線	起点—長野県上水内郡信濃町 (野尻) 終点—長野県上水内郡信濃町 (野尻)

主要経過地	告示年月日	理 由
	昭56. 3. 16	当該地における現在の利用状況を考慮すると、自転車利用よりも歩道利用の需要が見込まれるため、自転車道を削除し、野尻湖周回線道路（歩道）に振り替えるもの。

(ウ) 歩道

① 追加

次の歩道を追加する。

(表 6 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路線名	区 間
46	笹ヶ峰探勝線	起点—新潟県妙高市 (笹ヶ峰牧場・車道分岐点) 終点—新潟県妙高市 (笹ヶ峰高谷池線・歩道合流点)
47	野尻湖周回線	起点—長野県上水内郡信濃町 (野尻湖西部・国立公園境界) 終点—長野県上水内郡信濃町 (歩道合流点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	笹ヶ峰集団施設地区周辺の探勝歩道として整備する	新規
	野尻湖を周回できる探勝歩道として整備する。	新規

② 削除

次の歩道を削除する。

(表 7 : 道路 (歩道) 削除表)

番号	路線名	区 間
3	赤倉温泉周廻線	起点—新潟県妙高市 (赤倉温泉) 終点—新潟県妙高市 (赤倉温泉)
14	三田原山線	起点—新潟県妙高市 (栢沢) 終点—新潟県妙高市 (大倉乗越・歩道合流点)
25	西野線	起点—新潟県妙高市 (西野発電所・歩道分岐点) 終点—長野県長野市 (佐渡山造林小屋・歩道合流点)
27	佐渡山線	起点—長野県上水内郡信濃町 (大ダルミ・歩道分岐点) 終点—長野県長野市 (五地藏山・歩道合流点)

主要経過地	告示年月日	理 由
熊堂	昭56. 3. 16	社会情勢の変化により、当該地における歩道利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
三田原山	昭56. 3. 16	公園利用者のニーズの変化により、当該地における歩道利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、既に整備されている周辺の歩道事業によって公園利用者のニーズに对应しているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
	昭56. 3. 16	公園利用者のニーズの変化により、当該地における歩道利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、既に整備されている周辺の歩道事業によって公園利用者のニーズに对应しているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
佐渡山	昭56. 3. 16	公園利用者のニーズの変化により、当該地における歩道利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、既に整備されている周辺の公園事業施設によって公園利用者のニーズに对应しているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。

番号	路線名	区 間
35	戸隠品沢高原線	起点—長野県長野市 (天狗原・歩道分岐点) 終点—長野県長野市 (品沢高原・国立公園境界)
42	小谷温泉線	起点—長野県北安曇郡小谷村 (シボチ平・歩道分岐点) 終点—長野県北安曇郡小谷村 (小谷温泉集団施設地区)

主要経過地	告示年月日	理 由
	昭56. 3. 16	社会情勢の変化により、当該地における歩道利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、既に整備されている周辺の公園事業施設によって公園利用者のニーズに応えられているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。
	平7. 8. 21	公園利用者のニーズの変化により、当該地における歩道利用の需要が低下し、今後の整備が見込めないこと、また、既に整備されている周辺の歩道事業によって公園利用者のニーズに応えられているため、公園利用上の必要性も乏しいことから削除するもの。

③ 変更

次の歩道を変更する。

(表 8 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主 要 経過地	告示年月日
8	ヒコサの滝線	起点—新潟県妙高市 (杉野沢橋) 終点—新潟県妙高市 (笹ヶ峰・歩道合流点)	ヒコサの滝	昭56. 3. 16
10	笹ヶ峰周廻線	起点—新潟県妙高市 (黒沢) 終点—新潟県妙高市 (柄沢・歩道合流点)	笹ヶ峰	昭56. 3. 16
29	戸隠連峰縦走線	起点—長野県長野市 (小鳥ヶ池) 終点—長野県長野市 (合ノ峰・国立公園境界)	西岳 戸隠山 高妻山	昭56. 3. 16
30	戸隠山登山線	起点—長野県長野市 (奥社入口) 終点—長野県長野市 (戸隠山・歩道合流点)	戸隠神社	昭56. 3. 16

新 規					
番号	路線名	区 間	主 要 経過地	整備方針	理 由
8	ヒコサの滝笹ヶ峰線	起点—新潟県妙高市 (杉野沢橋) 終点—新潟県妙高市 (奥笹ヶ峰・車道合流点) 終点—新潟県妙高市 (笹ヶ峰・車道合流点)	ヒコサの滝 笹ヶ峰	ヒコサの滝及び笹ヶ峰への自然探勝歩道として整備する。	利用の現況に合わせ、一部区間を追加するため。
29	戸隠連峰縦走線	起点—長野県長野市 (八方睨) 終点—長野県長野市 (乙妻山)	戸隠山 高妻山	戸隠山から高妻山への縦走登山道として整備する。	利用の現況に合わせ、地形的に利用者の安全確保が困難な区間を削除するため。
30	戸隠奥社線	起点—長野県長野市 (戸隠奥社入口) 終点—長野県長野市 (戸隠奥社)	戸隠神社	戸隠奥社入口から奥社へと至る探勝歩道として整備する。	地形的に利用者の安全確保が困難な区間を削除するため。

現 行				
番号	路線名	区 間	主 要 経過地	告示年月日
34	戸隠奥社鏡池線	起点—長野県長野市 (戸隠奥社・歩道分岐点) 終点—長野県長野市 (鏡池)		昭56. 3. 16
38	小鳥ヶ池線	起点—長野県長野市 (戸隠中社) 終点—長野県長野市 (宝光社・車道合流点)	小鳥ヶ池	平 3. 3. 25
43	越水ヶ原大橋線	起点—長野県長野市 (越水ヶ原・歩道分岐点) 終点—長野県上水内郡信濃町 (大橋・歩道合流点)		平 7. 8. 21

新 規					
番号	路線名	区 間	主 要 経過地	整備方針	理 由
34	戸隠中社随神 門線	起点—長野県長野市 (戸隠中社) 終点—長野県長野市 (随神門・歩道合流点)	小鳥ヶ池 鏡池	戸隠中社から 小鳥ヶ池、鏡 池、随神門へ と至る探勝歩 道として整備 する。	利用の現況に 合わせ、2つ の歩道を統合 し、一部区間 の追加及び削 除をするため。
43	越水ヶ原牧場 線	起点—長野県長野市 (越水ヶ原・歩道分岐 点) 終点—長野県長野市 (戸隠牧場・車道合流 点)	念仏池	越水ヶ原を縦 断する探勝歩 道として整備 する。	利用の現況に 合わせ、一部 区間を削除す るため。

ウ 運輸施設

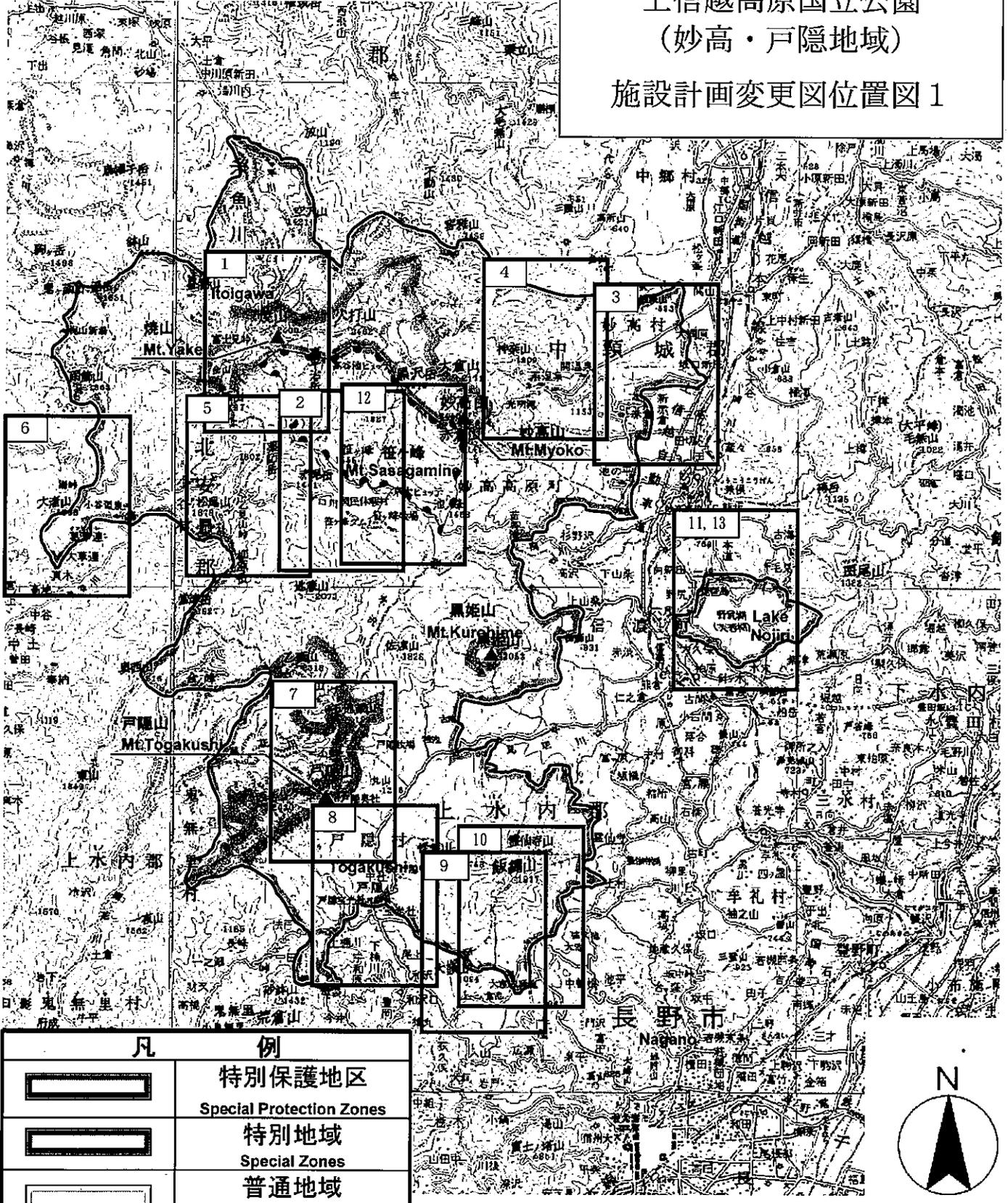
次の運輸施設を削除する。

(表 9 : 運輸施設削除表)

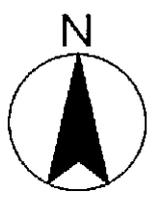
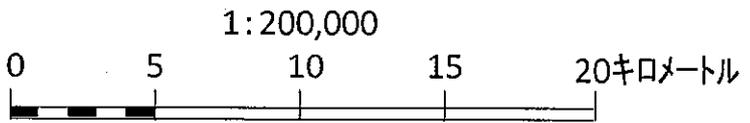
番号	路線名	種類	位置又は区間
1	戸隠線	一般自動車道	起点—長野県長野市 (麗原・国立公園境界) 終点—長野県上水内郡戸隠村 (諸沢・国立公園境界)

主要経過地	告示年月日	理 由
	平 3 . 3 . 25	戸隠線運輸施設（一般自動車道）が無料化されたことから、戸隠線道路（車道）に振り替えるため削除する。

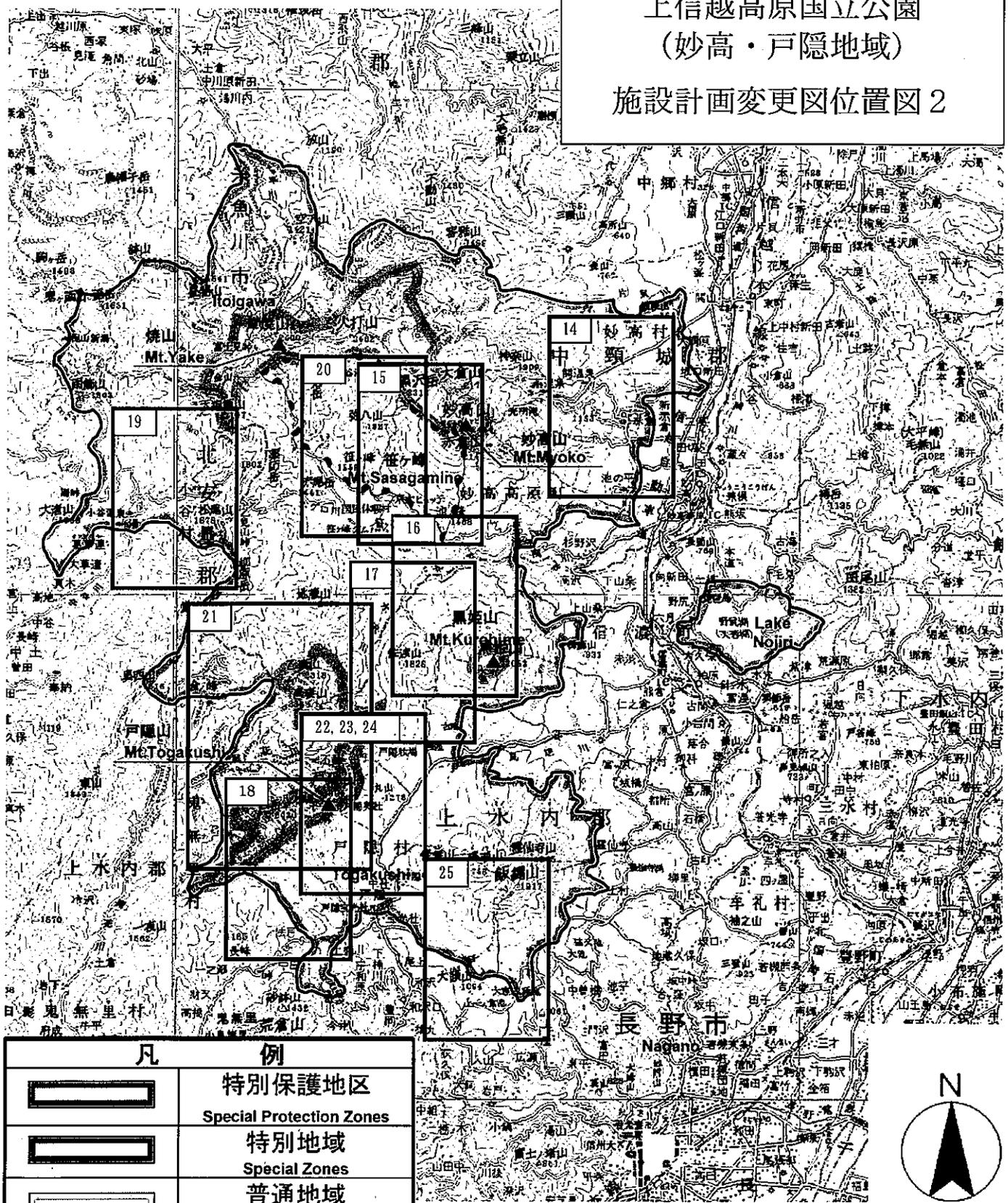
上信越高原国立公園
 (妙高・戸隠地域)
 施設計画変更図位置図 1



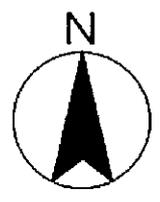
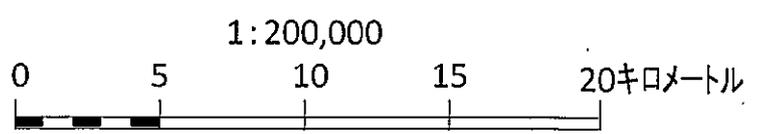
凡 例	
	特別保護地区 Special Protection Zones
	特別地域 Special Zones
	普通地域 Ordinary Zones
	乗り入れ規制地区 Restricted Zones of Vehicles, Horse and et al.



上信越高原国立公園
 (妙高・戸隠地域)
 施設計画変更図位置図 2



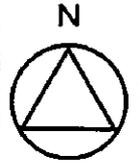
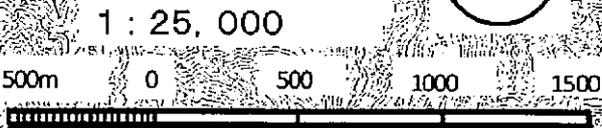
凡 例	
	特別保護地区 Special Protection Zones
	特別地域 Special Zones
	普通地域 Ordinary Zones
	乗り入れ規制地区 Restricted Zones of Vehicles, Horse and et al.



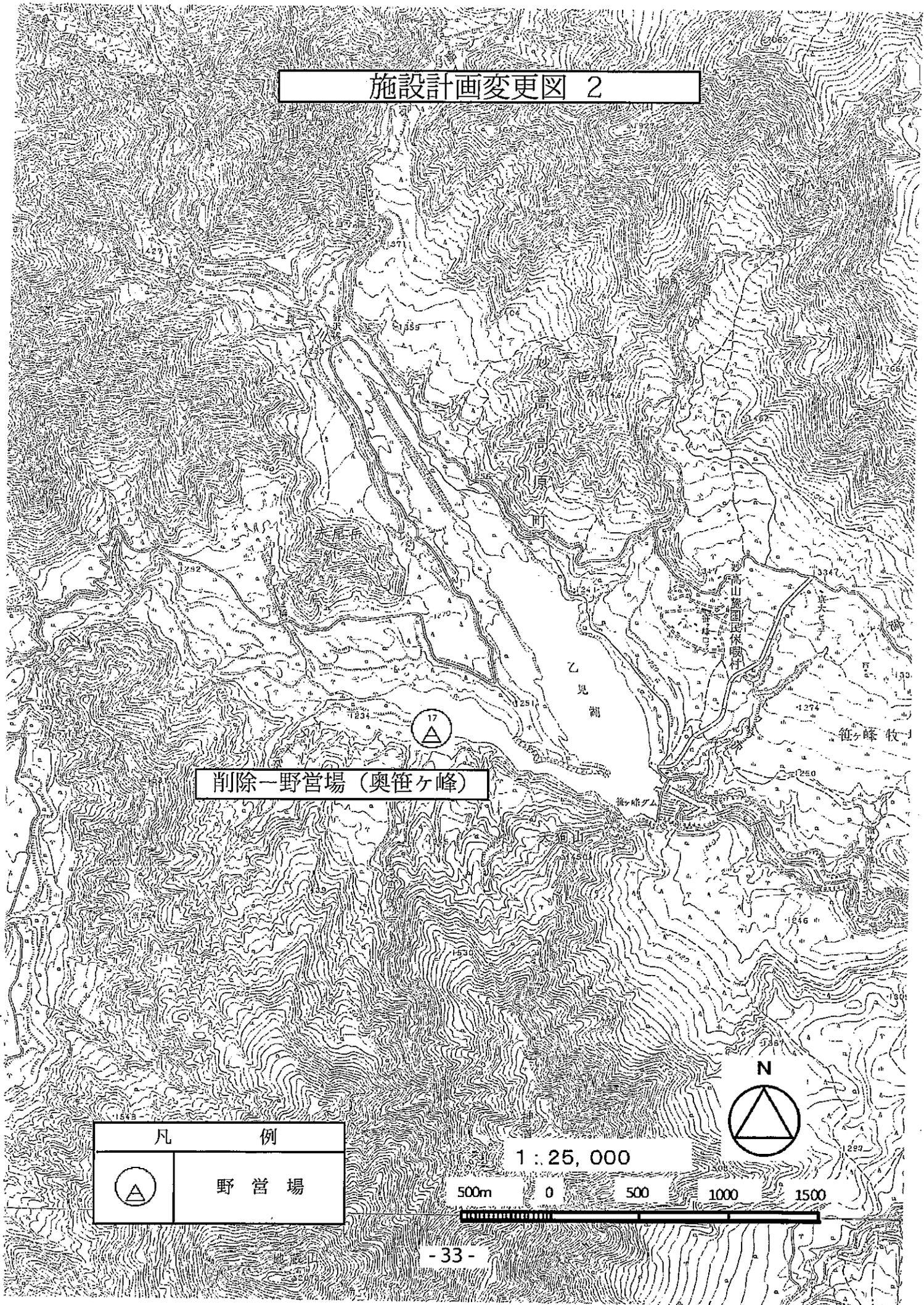
施設計画変更図 1

追加一避難小屋（富士見峠）

凡 例	
	避難小屋



施設計画変更図 2



削除一野営場 (奥笹ヶ峰)

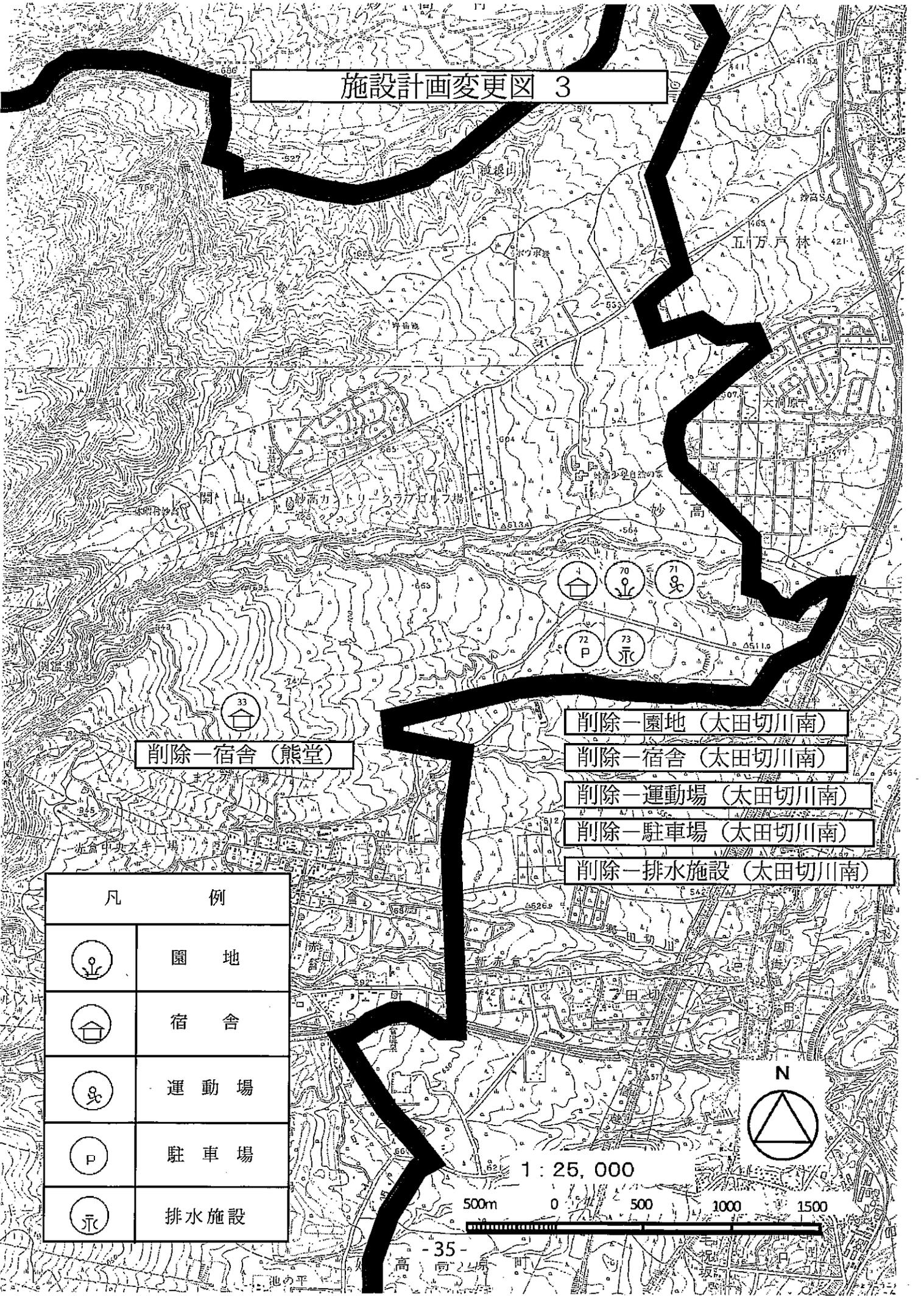
凡 例	
	野 営 場

1 : 25, 000

500m 0 500 1000 1500



施設計画変更図 3



削除一宿舍 (熊堂)

削除一園地 (太田切川南)

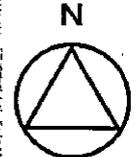
削除一宿舍 (太田切川南)

削除一運動場 (太田切川南)

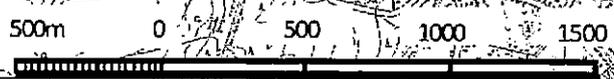
削除一駐車場 (太田切川南)

削除一排水施設 (太田切川南)

凡 例	
	園 地
	宿 舎
	運 動 場
	駐 車 場
	排 水 施 設



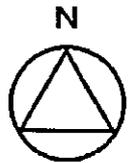
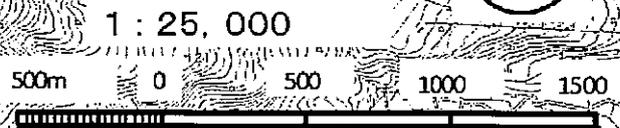
1 : 25, 000



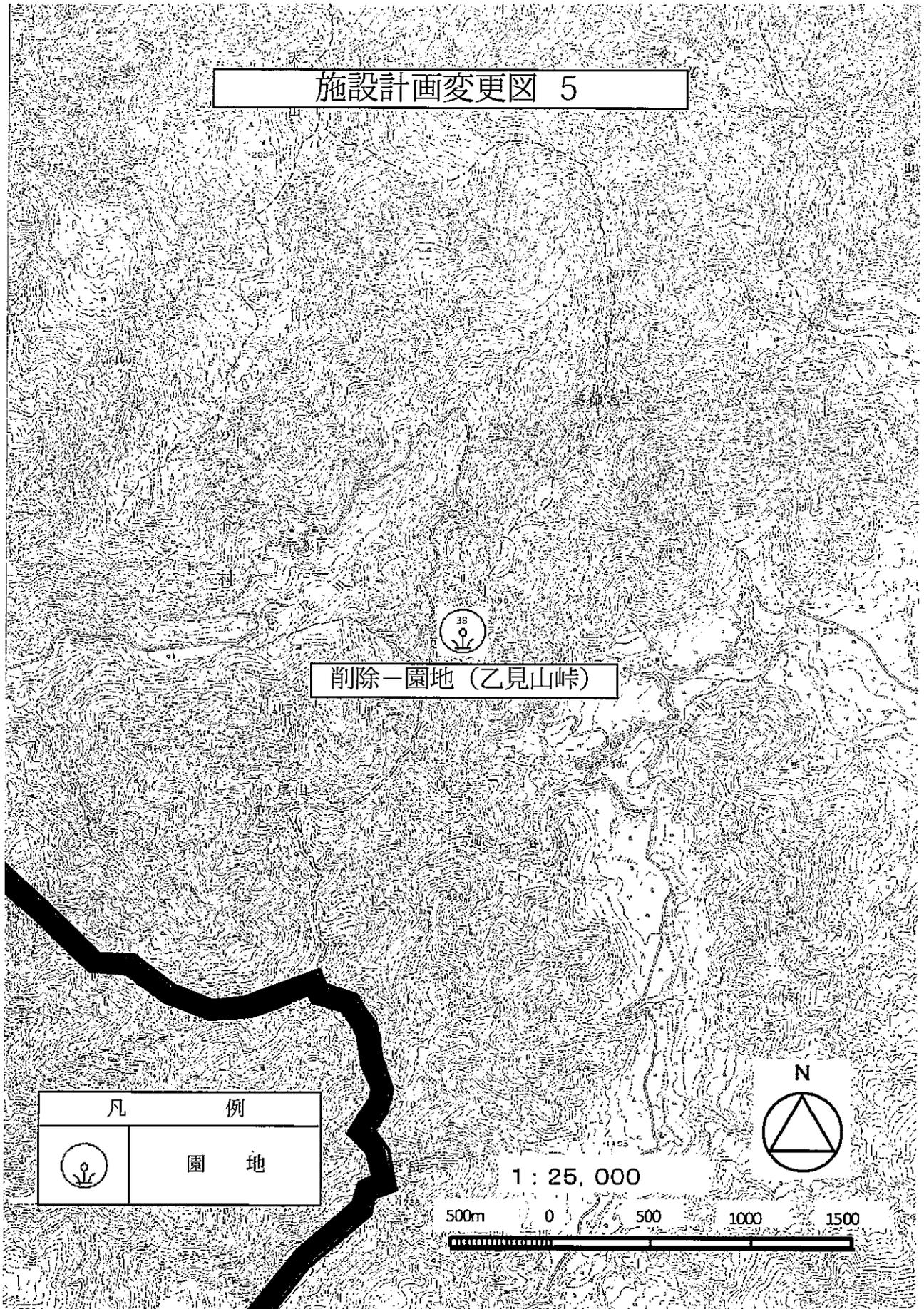
施設計画変更図 4

削除スキー場 (神奈山)

凡	例
	スキー場



施設計画変更図 5



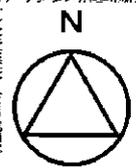
施設計画変更図 6

削除スキー場 (大渚山)

凡 例	
	スキー場

1 : 25,000

500m 0 500 1000 1500



施設計画変更図 7

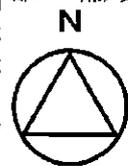


削除一園地 (戸隠奥社)

凡 例	
	園 地

1 : 25,000

500m 0 500 1000 1500



施設計画変更図 8

削除スキー場 (宝光社)

凡 例	
	スキー場

